

浄化槽の維持管理をしましょう！

僕たち浄化槽は生きた微生物の働きで水をきれいにしています。

僕たちが元気に働くためには維持管理が不可欠なんだ。



10月1日は
「浄化槽の日」



みなさんのご自宅の浄化槽は、きちんと維持管理をしていますか？浄化槽は生きた微生物の働きで汚れを処理しているので、日頃の維持管理が不可欠です。

維持管理がきちんに行われないと、しだいに浄化槽の機能が低下し、地域の環境汚染の原因となります。さらに、故障してしまうとかえって余分な費用がかかることにもなります。

知っていますか？ 浄化槽設置者の3大義務！

維持管理が
不可欠です！

みなさまの大切な財産である浄化槽を適切に維持管理し、末永く使い続けていけるように浄化槽法において、**浄化槽設置者の義務**が定められています。

1 保守点検 (法第10条)

浄化槽の処理機能を維持させるために年に数回、保守点検を行う(一般家庭では年に3回以上行う)ことが義務づけられています。

保守点検は、専門的な知識や器具を有することから県知事の登録を受けた専門業者に委託することが必要です。



2 清掃 (法第10条)

浄化槽内に溜まったスカムや汚泥などを引き出し処理機能を回復させるために、年1回以上清掃を行うことが義務づけられています。

清掃は、市町村の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託することが必要です。



3 法定検査 (法第7条、11条)

浄化槽の処理機能や設置状況が適正かを確認するために、浄化槽設置者は、法定検査を受けることが義務づけられています。

検査には浄化槽の使用開始後3～8か月の間に受ける「はじめての検査(7条検査)」と1年に1回受ける「定期検査(11条検査)」があります。

